

死亡に伴う手続きについて

次のことに関係する方は手続きが必要になります

項 目		担 当	手続き内容
1	国民健康保険被保険者異動届 葬祭費支給申請書(葬祭日翌日から2年)	住民課 76-0503 (1階)	(加入者が亡くなった場合) 印鑑及び通帳を持参の上、手続きを行ってください。
2	後期高齢者医療高額療養費支給申請書 葬祭費支給申請書(葬祭日翌日から2年)		(75歳以上(障害者は65歳以上)の方が亡くなった場合) 通帳を持参の上、手続きを行ってください。
3	各種年金請求		(国民年金)役場で手続き (他各種年金)関係窓口で手続き 戸籍謄本等書類が必要になります のでご相談ください。
4	福祉医療受給者証喪失届(該当者のみ)	福祉課 76-0503 (1階)	受給者証及び印鑑を持参の上、手続きを行ってください。
5	身体障害者手帳返還届 在宅重度障害者手当受給資格喪失届 東栄町心身障害者手当受給資格喪失届		(加入者が亡くなった場合) 印鑑及び通帳を持参の上、手続きを行ってください。
6	情報ネットワーク加入者地位承継届 又は情報ネットワーク脱退届	総務課 76-0502 (2階)	(承継者が亡くなった場合) 印鑑持参の上、手続きを行ってください。
7	固定資産の届出 軽自動車等の名義変更	税務課 76-1814 (1階)	(固定資産・軽自動車をお持ちの方) ご相談ください。
8	水道使用者及び所有者の名義変更 公共下水・農業集落排水使用の名義変更	建設課 76-1813 (分庁舎)	(世帯主が亡くなった場合) 印鑑持参の上、手続きを行ってください。
9	農地法の届出	経済課 76-1812 (分庁舎)	(農地の権利を取得した方) 農業委員会への手続きを行ってください。
10	口座振替の名義変更	各金融機関	(名義人が亡くなった場合) 引き落としをされる機関で直接行ってください。
11	相続登記	各法務局	別紙のとおり

死亡に伴う返却書類 等

次の物をお持ちの方は返却が必要になります。

1	印鑑登録証	登録者のみ
2	国民健康保険証	加入者のみ（世帯主が亡くなった場合は世帯全員分の保険証）
3	国民年金証書	国民年金受給者のみ
4	後期高齢者医療被保険者証	75歳以上の方(障害者等は65歳以上)
5	各種福祉医療受給者証	該当者のみ
6	身体障害者手帳	手帳所持者のみ
7	介護保険被保険者証	65歳以上の方
8	防災行政無線・非常持出袋	誰も住まわれなくなった場合